

～可燃ごみ 4月から収集が変わります～

石川地方生活環境施設組合では、平成 31 年 4 月から平成 34 年 (2022 年) 3 月までの 3 年間、し尿処理施設とごみ焼却施設の改良工事を同時に行うことになりました。工事期間中は、他の組合に依頼してごみ等の一般廃棄物を処分することになります。

このため、4 月からは、ごみの収集体制などを変更して対応することになりましたので、ご不便をおかけしますがご協力をお願いします。

可燃ごみ収集の変更点

1、「祝祭日の翌日収集」は行いません

収集日が祝祭日に重なっても翌日収集は行いません。

2、ごみステーションには「6時から8時まで」のごみ排出を順守してください

他の組合に依頼しごみを搬出するため、収集ルートが変わります。場所によってはこれまでより相当早い時間に収集されますので、必ず 8 時までにはごみステーションに排出してください。

3、家庭ごみ・事業所ごみに関わらず「直接搬入」は受付できません

工事期間中の安全確保のため、直接搬入はできません。

○家庭ごみ：「ごみカレンダー」を確認し、ごみステーションに排出して下さい。

指定袋に入らない大量のごみや粗大ごみは、下記の「石川地方生活環境施設組合業者協力会」に加盟している業者にお問い合わせのうえご依頼ください。

有料（可燃ごみ）

組合業者協力会加盟	収集担当地区	電話番号
(株)福島アースクリーン	平 田 村	5 5 - 2 9 2 8
(有) 浄 化 槽 セ ン タ ー	石 川 町	2 6 - 7 4 3 1
現 代 ク リ エ イ ト (有)	石 川 町	2 6 - 1 3 8 1
(有) マ シ コ 総 業	石 川 町	2 6 - 0 2 1 0
守 丸 興 業 (株)	浅 川 町	3 6 - 3 5 1 8
(有) 古 殿 清 掃 舎	古 殿 町	5 3 - 3 4 5 0
(株) 鋳 エ ス ア ー ル 工 業	玉 川 町	0 2 4 8 - 7 6 - 3 5 3 5

有料（粗大ごみ）

きららクリーンセンター	管 内	2 6 - 7 5 0 0
-------------	-----	---------------

○事業所ごみ：「石川地方生活環境施設組合業者協力会」に加盟している業者、または「所在町村から一般廃棄物処理の許可」を受けている業者にご依頼ください。

★「資源ごみ」と「不燃ごみ」の取扱いには、変更がありません

*お問い合わせ先：石川地方生活環境施設組合 ☎ 26-2784・役場住民課 ☎ 55-3112

し尿汲み取り ゴールデンウィークは行いません

4月27日(土)から5月6日(月)までは連休となり、し尿汲み取り業務も休業となります。

連休前の4月26日(金)までにし尿汲み取りを希望される場合は、4月12日(金)までに役場住民課に申込みをしてください。大変混雑しますので、早めの申込みをお願いします。なお、都合により連休明けになる場合もあります。

*お問い合わせ先：石川地方生活環境施設組合 ☎ 26-2784・役場住民課 ☎ 55-3112



タクシー利用料金を助成します



～4月から1回に利用できる枚数を2枚から4枚に増やす予定です～

高齢者等の交通弱者や運転免許証の自主返納者に対して、交通事故防止や外出支援のために、タクシーを利用する際に使用できるタクシー券を交付します。(1人最高 10,000 円分⇒申請時期によって交付枚数が異なります。)

★対象者★

①～③の条件を全て満たしている方が対象となり、役場で申請手続きが必要になります

- ①平成 31 年 4 月 1 日現在、75 歳以上の方または運転免許証自主返納者 (75 歳未満の方も該当)
- ②村内に住所を有する方
- ③村税を滞納していない方

★対象期間★

平成 31 年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで (1 年間)

★申請手続き★

- 平成 31 年 4 月 1 日(月)から役場住民課で受付開始。(土、日、祝日を除く)
- 申請書に記入していただき、台帳登録が必要となります。(申請書は役場にあります。)
- 代理申請も可能です。(対象者本人の必要書類、代理人の印鑑が必要です。)

★申請手続きに必要な書類★

対象者	申請に必要な書類等
75 歳以上の方	・後期高齢者医療被保険証 ・印鑑
運転免許証自主返納者	・運転経歴証明書 ・印鑑



★利用方法★

◆75 歳以上の方

- タクシー乗車時に「後期高齢者医療被保険者証」を運転手に提示し、降車時にタクシー券を渡してください。(タクシー券は 1 回の利用について 4 枚まで使用可)

◆運転免許証自主返納者

- タクシー乗車時に「運転経歴証明書」を運転手に提示し、降車時にタクシー券を渡してください。

★利用条件★

- 交付を受けた本人以外は使用できません。
- タクシー券の再交付はできません。
- タクシー券は 1 回の利用につき 4 枚まで使用可。
- 午前 7 時から午後 9 時までの乗車であること。
- 村外からの乗降も対象。利用できるタクシー会社はひらたタクシーのみです。

★利用タクシー会社★

- ひらたタクシー (☎55-2048)

★タクシー券金額★

- 1 回の利用料金でタクシー券 4 枚 (2,000 円分) まで使用可能。※おつりはできません。
(2,000 円を超えた分は自己負担になります。)

- 4 月～ 9 月までに申請した方：500 円×20 枚交付。⇒10,000 円分
- 10 月～ 12 月までに申請した方：500 円×10 枚交付。⇒ 5,000 円分
- 1 月～ 3 月までに申請した方：500 円× 5 枚交付。⇒ 2,500 円分

～運転免許自主返納者に助成を行います～

平成 30 年 4 月 1 日以降に運転免許を返納し、福島県公安委員会が発行した「運転経歴証明書」の交付を受けた方に対し、手数料助成金として **1,100 円を助成**します。(ひとりにつき 1 回限り)

★申請手続きに必要なもの★

- 運転経歴証明書
- 通帳の写し (手数料 1,100 円を後日振り込みます)
- 印鑑



ご不明な点は、役場住民課 (☎55-3112) にお問い合わせください